医療機関、事業主の皆さまへ

療養・就労両立支援指導料

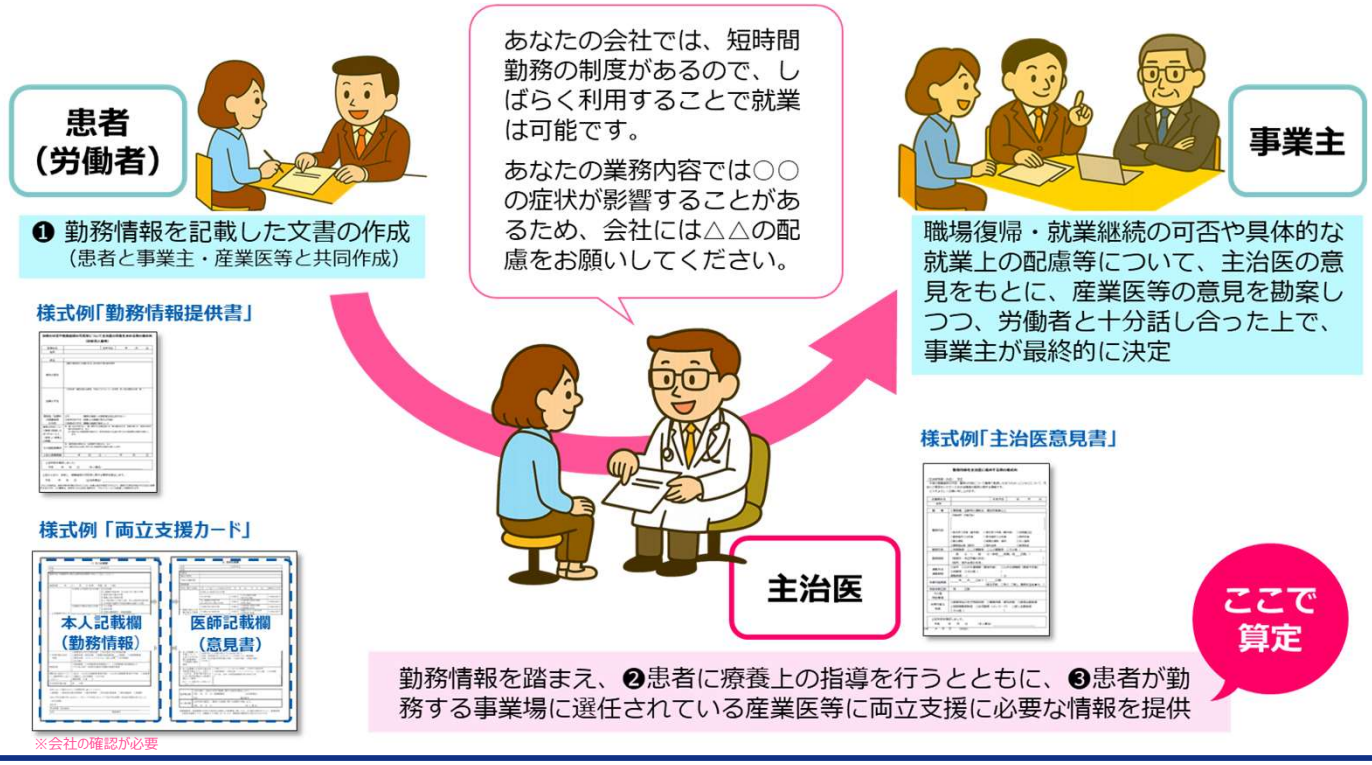
（令和８年度改訂版 ※令和８年６月から ）のご案内



イメージキャラクター
ちりょうさ

１．概要

「療養・就労両立支援指導料」は、患者（労働者）の治療と就労の両立を支援するため、主治医が、患者の就労の状況を把握した上で、勤務先の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報連携等を行った場合に算定される診療報酬です。



２．算定要件

初回 850点 （情報通信機器を用いて行った場合 740点）

注：月１回に限り算定

❶ 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【 様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】

❷ ❶の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う

❸ 事業場に選任されている産業医等（※１）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する【 様式「主治医意見書」】

（※１）患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

２回目以降 500点（情報通信機器を用いて行った場合 435点）

注：初回を算定した月から起算して６月を限度として、月１回に限り算定

❹ 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

相談支援加算 400点

○ 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※２）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合

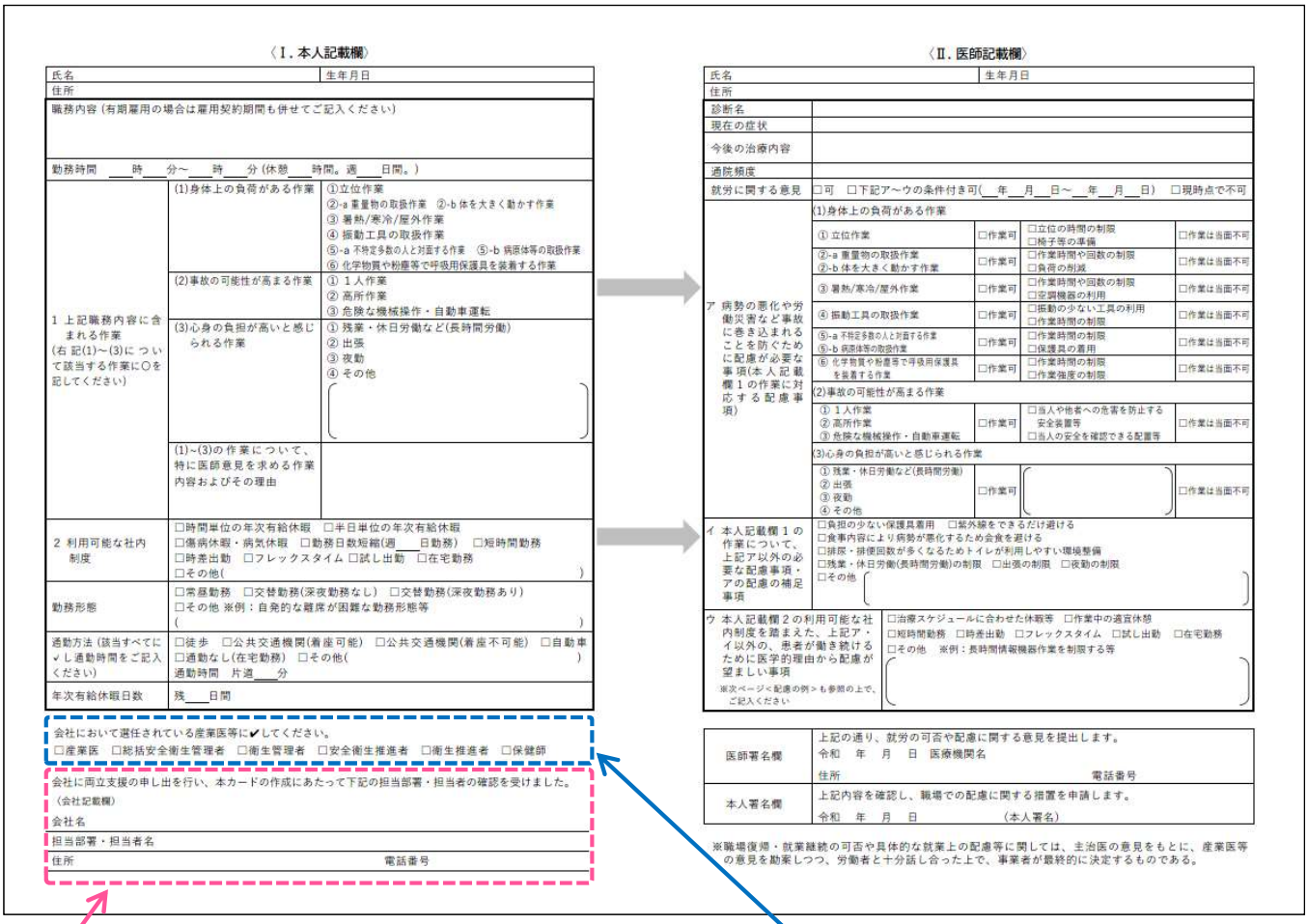
（※２）相談支援を行う有資格者は、両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

「治療と就業の両立支援指針」の様式例を活用する際の留意点

「治療と就業の両立支援指針」（令和８年厚生労働省告示第28号）に基づき厚生労働省労働基準局長が定める様式例は、その活用方法はあくまで任意ですが、一方、保険診療において「療養・就労両立支援指導料 」を算定する場合には、様式又はこれに準ずる様式を用いる必要があります。

様式例「両立支援カード」の場合



〈Ⅰ．本人記載欄〉

氏名		生年月日
住所		
職務内容（有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください）		
勤務時間　　時　　分～　　時　　分（休憩　　時間。週　　日間。）		
1 上記職務内容に含まれる作業（右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください）	(1)身体上の負荷がある作業	①立位作業 ②-a 重量物の取扱作業　②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業　⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他
	(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由	
2 利用可能な社内制度	□時間単位の年次有給休暇　□半日単位の年次有給休暇 □傷病休暇・病気休暇　□勤務日数短縮(週　　日勤務)　□短時間勤務 □時差出勤　□フレックスタイム　□試し出勤　□在宅勤務 □その他(　　)	
勤務形態	□常昼勤務　□交替勤務(深夜勤務なし)　□交替勤務(深夜勤務あり) □その他 ※例：自発的な離席が困難な勤務形態等 (　　)	
通勤方法（該当すべてに✔し通勤時間をご記入ください）	□徒歩　□公共交通機関(着座可能)　□公共交通機関(着座不可能)　□自動車 □通勤なし(在宅勤務)　□その他(　　) 通勤時間　片道　　分	
年次有給休暇日数	残　　日間	

会社において選任されている産業医等に✔してください。
□産業医　□総括安全衛生管理者　□衛生管理者　□安全衛生推進者　□衛生推進者　□保健師

会社に両立支援の申し出を行い、本カードの作成にあたって下記の担当部署・担当者の確認を受けました。
（会社記載欄）
会社名
担当部署・担当者名
住所　　電話番号

〈Ⅱ．医師記載欄〉

氏名			生年月日	
住所				
診断名				
現在の症状				
今後の治療内容				
通院頻度				
就労に関する意見	□可　□下記ア～ウの条件付き可(　　年　　月　　日～　　年　　月　　日)　□現時点で不可			
ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)	(1)身体上の負荷がある作業			
	① 立位作業	□作業可	□立位の時間の制限 □椅子等の準備	□作業は当面不可
	②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業	□作業可	□作業時間や回数の制限 □負荷の削減	□作業は当面不可
	③ 暑熱/寒冷/屋外作業	□作業可	□作業時間や回数の制限 □空調機器の利用	□作業は当面不可
	④ 振動工具の取扱作業	□作業可	□振動の少ない工具の利用 □作業時間の制限	□作業は当面不可
	⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業	□作業可	□作業時間の制限 □保護具の着用	□作業は当面不可
	⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業	□作業可	□作業時間の制限 □作業強度の制限	□作業は当面不可
	(2)事故の可能性が高まる作業			
	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転	□作業可	□当人や他者への危害を防止する安全装置等 □当人の安全を確認できる配置等	□作業は当面不可
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業			
	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他	□作業可		□作業は当面不可
イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項	□負担の少ない保護具着用　□紫外線をできるだけ避ける □食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける □排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備 □残業・休日労働(長時間労働)の制限　□出張の制限　□夜勤の制限 □その他			
ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア・イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項 ※次ページ<配慮の例>も参照の上で、ご記入ください	□治療スケジュールに合わせた休暇等　□作業中の適宜休憩 □短時間勤務　□時差出勤　□フレックスタイム　□試し出勤　□在宅勤務 □その他　※例：長時間情報機器作業を制限する等			

医師署名欄	上記の通り、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。 令和　年　月　日　医療機関名 住所　　電話番号
本人署名欄	上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。 令和　年　月　日　　(本人署名)

※職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。

- 様式例「両立支援カード」は、患者が自ら記載するもので、①チェックボックス形式で簡便に、②会社の手間を省いて迅速に作成できる様式例です。ただし、記載内容は会社とも合意形成されたものであることが望まれます。主治医にとっても、会社の確認があると安心して意見できますし、会社に連絡する際に参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、患者が作成した「両立支援カード」が会社の確認を経て提供された場合が、要件になります。

- 会社で選任されている産業医等の有無は、主治医にとって、患者の勤務先との効果的な情報交換のため参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、会社で選任されている産業医等が、主治医からの情報提供先となる場合が、要件になります。

参考：令和８年度改定のポイント

- **対象疾患は、これまでは特定の疾患（※）に限られていましたが、疾患の定めが廃止され、全ての疾患が診療報酬の対象になりました。**
 ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症
- **「治療と仕事の両立支援カード」を用いる場合も対象に追加されました。**
- **両立支援コーディネーター養成研修を修了した看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師による相談支援の評価が大きく引き上げられました。（50点→400点）**

（令和８年３月）